

公立大学法人神戸市外国語大学非常勤講師就業規則

2007年4月1日

規程第26号

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、公立大学法人神戸市外国語大学（以下「本学」という。）に勤務する非常勤講師の就業に関する事項を定めることを目的とする。

(職員の定義及び適用範囲)

第2条 この規則において「非常勤講師」とは、本学に常時勤務する教授、准教授、講師、助教及び助手以外の講師をいう。

(採用)

第3条 非常勤講師の採用は、選考による。

2 非常勤講師の選考方法、その他必要な事項については、理事長が別に定める。

(契約期間と更新)

第4条 非常勤講師の契約期間は、1年以内とし、個別に定める。ただし、大学の運営上必要があると認めるときは契約を更新することができる。

2 前項の契約期間の終期は、非常勤講師が年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日以前までとする。ただし、職務の性質等特別な事情があり、理事長が必要と認める場合にはこの限りではない。

(提出書類)

第5条 非常勤講師に採用される者は、本学が必要と認める書類を理事長に提出しなければならない。

2 前項の提出書類の記載事項に変更があったときは、その都度速やかに、理事長に届け出なければならない。

(労働条件の明示)

第6条 理事長は、非常勤講師の採用に際しては、採用しようとする非常勤講師に対し、あらかじめ次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間（以下「契約期間」という。）に関する事項
- (2) 更新に関する事項（更新しない場合の事由を含む。）
- (3) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休息時間、ならびに就業時間変更の可能性に関する事項
- (5) 休日に関する事項
- (6) 休暇に関する事項
- (7) 給与に関する事項
- (8) 退職に関する事項（解雇の事由も含む）

(退職)

第7条 非常勤講師は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職するものとし、非常勤講師としての身分を失う。

- (1) 自己都合により退職を願い出た場合
- (2) 契約期間が満了した場合
- (3) 死亡した場合

2 退職を願い出た職員が第30条に定める各号のいずれかに該当し、懲戒処分の手続き中である場合は、前項第1号の規定にかかわらず、当該退職を認めないことがある。

(自己都合による退職手続き)

第8条 非常勤講師は自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに所定の退職願を提出しなければならない。

(解雇)

第9条 非常勤講師が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することができる。

- (1) 非常勤講師が成年被後見人又は被保佐人となった場合
- (2) 勤務実績がよくない場合
- (3) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪え得ない場合
- (4) 素行不良等、その職務に必要な適性を著しく欠く場合
- (5) 禁固以上の刑に処せられた場合
- (6) 事業活動の縮小により剰員を生じた場合
- (7) 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業経営が不可能となった場合
- (8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職に就任し、業務の遂行が著しく阻害されるおそれのある場合
- (9) その他前各号に準ずる事由がある場合

(解雇予告)

第10条 非常勤講師を解雇する場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、少なくとも30日前に本人に予告するか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。この場合、予告の日数は、1日について平均賃金を支払ったときは、その日数を短縮することができる。

- (1) 第31条に定める懲戒解雇をする場合で、所轄の労働基準監督署の認定を受けた場合
- (2) 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業経営が不可能となった場合で、所轄の労働基準監督署の認定を受けた場合

(退職後の責務)

第11条 退職又は解雇された者は、本学において備品登録及び蔵書登録をされているすべての物品を返還しなければならない。

(給与の決定)

第12条 非常勤講師の給与の支給単位は月給又は時間給による額とし、単位及びその額は個別に通知する。

(通勤手当)

第13条 非常勤講師に通勤手当を支給する。

2 通勤手当は個別に定める。

(給料の支払)

第14条 非常勤講師の給料は、その全額を通貨で直接非常勤講師に払う。ただし、法令で定めるものは、非常勤講師に給料を支給する際、給料から控除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、非常勤講師から申出があった場合においては、その者に対する給料の全部又は一部を口座振込の方法により支払うことができる。

(給料の支給方法)

第15条 給料は、月の1日から末日までの期間について、その月額的全額を支給する。

2 給料の支給日は、翌月の20日とする。ただし、支給日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日をいう。)、日曜日又は土曜日にあたる時は、順次繰り上げるものとする。

(勤務を欠く場合の基本給の減額)

第16条 基本給が月給により定められている非常勤講師であって、所定の授業日に授業を行わなかったときは、第12条の給与の全部又は一部を支給しないことがある。

(遺族の範囲及び順位)

第17条 死亡退職により給与を支払う場合の遺族の範囲又は順位は、公立大学法人神戸市外国語大学退職手当規程第4条の規定を準用する。

(誠実義務)

第18条 非常勤講師は職務上の義務を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、理事長の指示命令に従い、職場の秩序・規律の維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

第19条 非常勤講師は、職責遂行のためにその勤務時間及び職務上の注意力のすべてを使い、職務に専念しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第20条 非常勤講師は本学の信用を傷つけ、又は職員全体の名誉を毀損するような行為をしてはならない。

(遵守義務)

第21条 非常勤講師は本学の敷地及び施設内で喧噪、その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。

2 非常勤講師は本学の敷地及び施設内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行う場合には、あらかじめ理事長の許可を得なければならない。

3 非常勤講師は以下の各号に該当する文書ならびに図画の配布又は掲示を行ってはなら

ない。

- (1) 本学の業務の正常な運営を妨げるおそれのあるもの
- (2) 第20条に規定する信用失墜行為に該当するおそれのあるもの
- (3) 他人の名誉を毀損し、あるいは誹謗中傷に該当するおそれのあるもの

4 非常勤講師は、本学の敷地及び施設内で文書及び図画を配布又は掲示し、もしくは集会又は演説を行う場合には、本学の業務の遂行を妨げてはならない。

5 非常勤講師は、通信機器を職務に関連する用途以外に用いてはならない。

(秘密の保持)

第22条 非常勤講師は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、法令に基づく証人又は鑑定人等として、本学の許可を受けた場合はこの限りではない。

2 前項の規定は、退職し又は解雇された後においても適用する。

(ハラスメントの防止)

第23条 非常勤講師は、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 ハラスメントの防止等については、公立大学法人神戸市外国語大学ハラスメントの防止等に関する規程の定めるところによる。

(勤務時間)

第24条 非常勤講師の所定勤務時間は、個別に定める。

(休日)

第25条 非常勤講師の休日は、次の各号に定める日とする。

- (1) 担当科目がない曜日
- (2) 祝日法に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前2号に定める休日を除く。）

(通常の勤務場所以外の勤務)

第26条 非常勤講師は、業務の都合上必要があると認められる場合には、通常の勤務場所を離れて勤務することがある。

2 非常勤講師が前項による勤務をした場合において、当該勤務の勤務時間を算定しがたいときは、第24条に定める勤務時間を勤務したものとみなす。

(年次有給休暇)

第27条 非常勤講師の年次有給休暇は、労基法第39条に定めるところによる。

(育児休業等)

第28条 非常勤講師の育児休業等については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第67号以下。「育児・介護休業法」という。）の定めるところによる。ただし、育児休業期間中の給与は無給とする。

(介護休業等)

第29条 非常勤講師の介護休業等については、育児・介護休業法の定めるところによる。ただし、介護休業期間中の給与は無給とする。

(懲戒の事由)

第30条 非常勤講師が次の各号の一に該当する場合には、所定の手続きの上、懲戒を行うことができる。

- (1) 正当な理由がなく無断欠勤をした場合
- (2) 正当な理由がなく、遅刻、早退を繰り返した場合
- (3) 故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合
- (4) 重大な刑法上の犯罪行為を行った場合
- (5) 本学の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
- (6) 重大な経歴詐称を行った場合
- (7) この規則その他本学の定める諸規程に違反した場合
- (8) その他の前各号に準ずる事由がある場合

(懲戒)

第31条 懲戒は次の区分により行う。

- (1) 戒告 将来を戒める。
- (2) 減給 一回の額は労基法第12条に規定する平均賃金の一日分の半額を超えず、総額は一給与支払い期間の給与総額の10分の1を超えない範囲とする。
- (3) 停職 1日以上6月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (4) 懲戒解雇 予告期間を設けなくて即時に解雇し、労働基準監督署の認定を受けた場合には、解雇予告手当は支給しない。

(訓告)

第32条 前条による懲戒の必要がない者についても、服務を厳正にし、規律を保持するために必要があるときは、訓告、嚴重注意又は注意を与えることができる。

(損害賠償請求)

第33条 非常勤講師が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合には、損害賠償を請求することができる。

(協力義務)

第34条 非常勤講師は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び、その他関係法令の定めるもののほか、理事長の指示に従うとともに、本学が行う安全衛生に関する措置に協力しなければならない。

(安全衛生に関する遵守事項)

第35条 非常勤講師は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 安全及び衛生についての理事長の命令、指示を守り、実行すること。
- (2) 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。
- (3) 安全衛生装置、消火設備、衛生設備、その他危険防止等のための諸施設を勝手に動かしたり、許可なく当該地域に立ち入らないこと。

(就業禁止)

第36条 非常勤講師又は非常勤講師の同居人若しくは近隣の者が、他人に伝染するおそれのある疾病にかかり、又はその疑いがある場合には、当該非常勤講師の就業を禁止することができる。

2 非常勤講師は、自己、同居人又は近隣の者が他人に伝染するおそれのある疾病にかかり、又はその疑いがある場合には、直ちに本学に届け出て、その命令に従わなければならない。

(業務上の災害補償)

第37条 非常勤講師の業務上の災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）の定めるところによる。

(通勤途上災害)

第38条 非常勤講師の通勤途上における災害については、労災法の定めるところによる。

(不服申立て)

第39条 この規則の規定による解雇及び懲戒に対して不服のある非常勤講師は、理事長に対し、不服申立てをすることができる。

附 則

この規則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2008年3月3日から施行する。

附 則

この規則は、2009年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、2014年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、2018年3月1日から施行する。